

津島市議会 長屋大和 議員 問題行動の記録

1 長屋議員の問題行動

- ① 長屋大和議員は、一般質問の通告・ヒアリング期限を過ぎているにもかかわらず、大量の追加質問を送りつけてくる^{*1}。
このため、職員が答弁作成に時間的、心理的に大きな負担を強いられている。
- ② 議場で個々の職員を名指しして事実に反する発言により、批判、誹謗中傷。
- ③ したがって、長屋議員は、「津島市議会議員政治倫理要綱」第3条に規程する「その地位を利用して、人権侵害のおそれのある行為をしないこと」に抵触した行為、即ち、パワーハラスメントを行っている。
- ④ 議会におけるハラスメント防止対策プロジェクトチーム(第1回 R6.8.2開催)のメンバーでありながら、パワーハラスメントを行い続けている。

2 議会における主な動き

- ① ハラスメント防止対策プロジェクトチーム立ち上げ(第1回 R6.8.2開催)
- ② 議会運営委員会(R6.11.19開催)において、議会の申し合わせ事項の再々確認

3 参考資料

【別紙1】令和6年第4回定例会 一般質問時系列

【別紙2】津島市議会議員政治倫理要綱

4 問題行動の記録

^{*1} 津島市職場環境改善に関する第三者委員会「調査報告書」(R5.12.27付)抜粋
「議員が、事前に職員に対し、一般質問の通告をしない、あるいは適切な時間の余裕をもって通告しないため、職員がその対応のために議会ないし委員会審議において時間的、心理的に大きな負担にさらされている」

^{*2} 事実関係を確認せず、議場で人事秘書課を批判した具体例

「市長と若手職員との市長面談に入る前に、人事秘書課長が、人が足りないということは言わないようにというようなニュアンスのことを（若手職員に対して）言われるそうだ」と長屋議員が発言。

しかし、人事秘書課長は意見交換の場に入っておらず、意見交換の場では、人事秘書課長ではなく、市長が職員から人が足りないと話す直接聞いている。

^{*3} 議会の申し合わせ事項 (R5.11.20、R6.2.20、R6.11.19確認)

- ・ヒアリング時において、市民に分かりやすく、論点を明確にするため、議員は質問内容について、理事者側との事前のヒアリングをしっかり行う。理事者側も答弁について、議員との調整をしっかり行う。
- ・一般質問通告締切日（本会議初日の翌日）の午後5時までに、一般質問のヒアリングを終了する。

期 日	内 容
令和5年 9月	第3回定例会一般質問 (1)事前ヒアリングを行って答弁をまとめたにも関わらず、議場で「人事秘書課長から圧力をかけられた」と誹謗中傷。
12月	第4回定例会一般質問 (1)議場で、市長公室長の発言を嘘呼ばわり。 (2)第3回定例会一般質問での発言を議場で再度発言し、「人事秘書課長から圧力」と誹謗中傷。
令和6年 6月	(1)第2回定例会の一般質問が始まった日以降、即ちヒアリングの終了期限以降に、追加で約30問の質問を人事秘書課あてに電子メールで送信。 約30問の追加質問に人事秘書課職員が急ぎよ答弁を作成したが、議員はわずか数問しか質問しなかった。 (2)事実関係を確認せず、議場で人事秘書課長を批判 ^{*2} し、当局と職員組合との対立を煽り、職員間を分断。 (3)通告にない質問を発言。
12月	第4回定例会一般質問 (1)議会の申し合わせ事項 ^{*3} や、議会内で再度確認された事項を無視し、通告・ヒアリング終了期限後に約80問の質問を人事秘書課あてに電子メールで送信。 担当職員は深夜に渡るまで答弁書の作成に従事。 (2)期限後に大量の質問が送られたことにより、ヒアリング 자체を十分にさせてもらえなかつた為、市側として責任ある回答ができないのでお答えできない旨を当局から議員にメールにてはっきり伝えていた。 にもかかわらず、議場であえて期限後に送った質問を繰り返し、嫌がらせを行つた。 (3)議員との事前ヒアリング時に、議員が質問を削除したにもかかわらず、議場で「質問を人事秘書課が意図的に消した」と発言し、「人事秘書課長は不誠実な対応を取っている」と誹謗中傷。 (4)令和5年第3回定例会一般質問での発言を議場で再度発言し、「市長公室長が虚偽答弁」と誹謗中傷。
令和7年 1月	第4回定例会 議会だよりの原稿確認 (1)議会だより原稿に、ヒアリングさせられなかつた質問が記載され、更には当局が不誠実な対応をしたかのような市民に誤解を与える回答が記載されていた。 このため、掲載内容の削除を申し出たが、削除を拒否。